

【別紙】

青葉区民文化センター 利用申請時確認記録

青葉区民文化センターは、横浜市区民文化センター条例、横浜市区民文化センター条例施行規則、および青葉区民文化センター利用要綱に基づいて、運営を行っています。

令和5年(2023年)4月より、横浜市の依頼により、ご利用の適正化の徹底のため、以下のような確認記録をご提出いただいております。施設利用申請時には下記を必ずご了承の上申請してください。

●【横浜市区民文化センター条例より】(※)は青葉区民文化センターによる

(利用の許可)

第10条 青葉区民文化センターのホール・リハーサル室・練習室の施設及び付帯設備を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) センターの設置の目的(※)に反するとき。

※1. 設置の目的(横浜市区民文化センター条例 第1条)

”地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため、横浜市に区民文化センターを設置する。”

(3) センターの管理上支障(※2)があるとき。

※2. 青葉区民文化センター利用要綱第20条で利用不許可事項を記載

例 危険物使用・公序良俗違反・物販・「大音量・振動発声の恐れ」等

(4) その他指定管理者が必要(※3)と認めたとき。

※3. 青葉区民文化センター利用要綱第23条で遵守事項を記載

例 目的外使用・利用権利の譲渡転貸・危険物火気使用・定員超過・寄付勧誘募集

上記の記載内容をご承諾の上、以下□にチェック(レ) および記入・署名をお願いします。

利用の不許可の項目を確認しました。 ●令和5年(2023年) 月 日

利用予定日：令和5年(月 日)(月 日)(月 日)(月 日)
(月 日)(月 日)(月 日)(月 日)(月 日)
(月 日)(月 日)(月 日)

ご利用者名
